

P211 統治

P212 第4章 国会

P213 選挙に関する訴訟

・選挙訴訟... 選挙人・公職の候補者であれば誰でも、選挙の全部又は一部の無効を主張して争うことができる訴訟

・当選訴訟... 選挙は有効であるが、当選人の決定に誤りがあるとして、当選しなかった者が争う訴訟

3 日本国憲法と政党 下の発展図式では(3)にあたる

\* トリーベルの発展図式

(1)敵視 (2)無視 (3)承認・合法化の段階 (4)憲法的編入の段階

cf .ドイツの憲法 政党の存在意義,設立,内部秩序に関する規定あり,(4)の段階にある

(2)政党に関する法律

政治資金資金法,政党助成法,公職選挙法などに政党に関する定めがおかれている

\* 政治資金規正法における政党要件

所属国会議員5人以上

一定の条件を満たした国会議員選挙における得票率2パーセント以上のもの

P214

《その他》

・政党の公的性格を重視し,法的強制力をもって内部秩序などの規制をすることは違憲

・「会派」...国会の議院内で活動を共にする議員の団体(院内団体),2人以上の議員で結成できる #通常,同一政党に属する議員は同一会派に属する。異なる政党から会派を結成することもある

【41条】

P215 「最高機関」の意味 政治的美称説,統括機関説

・総合調整機関説...国政全般がうまく機能するよう絶えず配慮する責任を負う地位にある上の意味で「最高機関」という語には法的意味がある

法的意味を認める 国会の権限を強化する

P216 1 国会中心立法の原則 関係が問題になるもの

・議院規則,最高裁判所規則,条例

P217 cf .明治憲法では明文で内閣の法案提出権が認められていた

最判昭 33.5.1 必要と認められる政治的行為の制限を規定した...実質的に何ら違法,違憲の点は認められない,委任された範囲を逸脱した点は何ら認められない

最判平 3.7.9 猿払事件上告審

・義理の姪との面会許可申請の不許可処分 幼年者との接見を許さないこととするとの規則の合憲性

判旨 規則の目的 幼年者の心情を害することを防止

・上記目的 法律が目的とするものではない,委任内容にない

法律によらないで,被勾留者の接見の自由を著しく制限するもの 委任の範囲を超えた無効なもの

P219 国会単独立法の原則,問題になるもの

・地方自治法制定のための住民投票,憲法改正のための国民投票 憲法上の例外として覚える

cf .国務大臣の署名・内閣総理大臣の連署,天皇による公布

これらの手続の前に法律はせいりつするから,単立法の問題とする必要はない?

P220(2)裁判所の法律案提出権 憲法上認められていないとするのが一般

政治的駆け引きへの関与 司法の政治化を招き,司法権の独立が脅かされる

(4)国民投票制

・国民表決(レファレンダム)...諮問的なものである限り,導入は憲法上許容される

・国民発案(イニシアチブ)...立法請願に類するものなら合憲

cf .議案の提出に類するもの 憲法上の根拠がない以上合憲とはいえない

P223 行政の内部部局に関する事項

・行政の内部部局の設置・分離に関わる事項 「立法」概念に含まれる

ただし,法律留保事項ではないから,委任して政令で定めることは可能

「立法」= 一般的抽象的法規範, 自律的なルール設定を認めることも必要,内部組織の在り

方いかんは国民の利害に直接関わるものではない

3 措置法(個別具体的な事件について法律が制定されるもの)の合憲性

措置法の問題点

・議会と政府の憲法上の関係を破壊するなど,権力分立を侵害する危険

・法律によるねらい打ち 人権侵害の危険

原則として合憲とするのが一般

上の問題点がない場合がある,行政権への民主的統制・福祉国家の要請

他の事件に適用される可能性がある限り,法律の一般性・抽象性には反しない

P224 【42条】両院制 国会は衆議院と参議院の両議員で構成される

P225 一 両院制の類型・存在理由

両院制の類型

貴族院型... 貴族団体を基礎に第二院を構成 貴族要素の代表,民選の第1院を抑制

例 イギリス議会の貴族院,戦前の帝国議会の貴族院

連邦制型 連邦制という二元的な国家構造に由来 連邦構成国を代表する第二院が要請

例 アメリカ,ドイツなど

## 2 二院の存在理由

専制防止, 下院と政府との衝突の緩和, 下院の軽率・過誤の回避, 民意の忠実な反映

\* 下院の議員の任期 上院の議員の任期よりも短いのが通例

\* 貴族院型 終身議員が原則, 世襲議員を含む場合がある

元老院型の上院 国家への功績者, 高い学識者が議員に含まれる。任期は終身か相当長期

# 任期が長い 旧勢力側から新しい民主主義勢力側に出される妥協点として存在

上院が選挙制である場合 民意の反映のため, 非選挙制よりも任期が短いことが多い

### P226 2 活動の関係

(1) 独立活動の原則 二院制から導かれる当然の原則

# 両院協議会 独立活動の原則の例外

cf. 合同審査会, 提案理由を説明する制度は国会法上の例外

(2) 同時活動の原則 同時に招集され, 同時に閉会する

二院制から導かれる当然の原則とされる

# 衆議院が解散すれば, 参議院も同時に閉会する(54条2項本文)

# 緊急集会 同時活動の原則の例外, 参議院だけで国会の意思が成立

### P227 衆議院の優越

・会期の決定, 会期の延長 衆議院の優越が妥当

【43条】1項 両議院 全国民の代表, 選挙された議員で組織する

2項 定数は法律で定める

衆議院小選挙区 300人, 比例区 180人

参議院選挙区 146人, 比例代表選出議員 96人

### P229 四 政党からの除名と繰上補充

選挙後政党が名簿の次点者を除名

その後欠員が生じた場合, 名簿上の次々点者を当選人とする

# 除名が無効であることを理由に, 選挙会による繰上補充当選人の決定の有効性を争う

最判平 7.5.25

・当選訴訟で当選が無効とされる場合 選挙会などの当選人決定の判断に法の諸規定に照らして誤りがあった場合に限られる

名簿届出政党による名簿搭載者の除名 除名届が適法にされている限り当選無効にならない

・政党の内部事項 一般市民法秩序に関わりがある部分に限る。判断できる場合も, 党内規則に則るという手続面における違反があるかどうかに限られる

P230 【44条】国会議院・選挙人の資格 法律でこれを定める = 公職選挙法, 普通選挙の保障

P231

選挙権・被選挙権の要件

消極的要件（選挙権が認められない場合）

成年被後見人，禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまでの者など

\* 1 衆議院議員選挙の選挙権のみ 18 歳以上に引き下げることは憲法上可能

\* 2 生活保護法による生活扶助を受けている者に選挙権を認めない 財産による差別，違憲

P232

二 衆議院議員定数不均衡 判例

1対3を超えた格差の場合 違憲判断をしている

合理的期間内の是正がないとの判断は二回ある 違憲判断の場合は事情判決の法理

# 合理的期間論 不断に変動する人口比率に即時に対応することは現実的には困難

P234 参議院議員定数不均衡 判例

当初は立法政策の当否の問題，最大格差 1対6を超えると違憲？

# 反対意見 都道府県代表的要素 投票価値の平等に比してはるかに劣位の意義しかない

地方議会の場合

・人口に比例して，条例で定めなければならない（公職選挙法）

・強く人口比例原則が要請されるのではないか？

国政選挙の場合と差がないと考えるのが一般

・判例は地方議会議員定数不均衡 1対3を超えるかどうかで合憲性を判断

\* 2 特例区 離島など合区が困難な場合に設定される選挙区

P236 【45条・46条】任期が4年，6年，解散も規定されている

P237 2 身分の喪失

・法律上兼職できない国又は地方公共団体の公務員となった時

例 市町村長，知事，議員など

三 諸権能の説明 議案の発案権，動議の提出権

【47条】選挙に関する事項

選挙区，投票の方法その他両議員の選挙に関する事項 法律（公職選挙法）でこれを定める

P238 投票の方法

単記投票法...議員定数の多少に関わらず，投票用紙に一人の候補者名を記載させる

連記投票法...投票用紙に二人以上の候補者名を記載せしめて投票させる方法

\* 完全連記投票法...議員定数と同数の候補者名を記載させる。この方法を採用すれば，大選挙区制でも多数代表になる

制限連記投票法...議員定数より少ない候補者名を記載させる

## P239 代表の方法の比較

多数代表制...多数派から議員を選出させようとする方法 小選挙区制,大選挙区完全連記制

少数代表制...少数派からの議員の選出を可能とする方法

比例代表制...各派に対して得票数に比例した議員の選出を保障する方法

\* 単記移譲式...候補者に順位をつける。死票は第二順位の候補者への得票となる

\* 非拘束名簿式...名簿に登載されている候補者を指定して投票し,当選者数決定の後,各名簿の中で個人得票の多数を得た者から順に当選者を決定する制度

## P240

・小選挙区制,拘束名簿式比例代表制,重複立候補制 すべて合憲とするのが判例

2 参議院議員選挙 非拘束名簿式比例代表制

3 在外選挙制度 在外者の選挙権保障

## P241

【48条】両議院議員兼職の禁止

【49条】議員の歳費の保障 #減額しないことは保障されていない

【50条】議員 法律の定める場合を除いて国会の会期中逮捕されない

# 院外における現行犯逮捕ができることは憲法に規定されていない

院内における現行犯逮捕 不逮捕特権が妥当する

# 訴追できないわけではない

cf . 国務大臣は内閣総理大臣の同意がなければ訴追できない

会期前に逮捕された議員 議院の要求があれば会期中釈放しなければならない

## P243 会期中の不逮捕特権のまとめ

「会期中」...国会の会期中を意味する

・参議院の緊急集会は「会期中」と同様に扱われる

「逮捕」...広く公権力による身体の拘束

・逮捕 ・勾引 ・勾留の他,行政的な拘束(保護拘束,保護処置)を含む

## P245 【51条】免責特権

趣旨 議院における議員の自由な発言・表決を保障 審議体としての機能を確保する

### 二 免責の対象

1(1)国務大臣 及ばない

国会議員である国務大臣が国務大臣としてした発言は免責の対象にならない

(2)地方議会議員 認められない

2(1)議員の活動といえるものであれば,国会の会期中であるか否か,議事堂内で行われた否かを問わない

(2)院内発言をさらに院外で刊行した場合 発言に免責特権は及ばない

### 3 免責の対象「演説,討論又は表決」に限るか

- ・限るとする説 特権の範囲をむやみに広げるべきでない
- ・限定しないとする説(判例)

免責特権の趣旨は議員の職務遂行の自由を保障する点にある

### 4 地位喪失後の責任

- ・在任中の言動につき免責特権は及び,責任追及は否定される

P247

### 2 懲戒責任

「院外の責任」 議員が公務員,弁護士など特殊な法律関係に属する立場を兼ねている場合の懲戒責任を含まれる cf .政党员たる立場は含まれない

### 3 免責特権の保障と国賠請求

# 完済は議員個人への直接請求の可否が論じられているが...

もともと国賠請求で,公務員は対象にならないのだが...

国家から個人への求償の可否が左右されるに過ぎないとみるべき

- ・国賠請求自体は限定的に肯定される

P249 4 政治責任 追及は許される

・所属政党・支持団体・選挙民などが議院において議員が行った発言・表決について責任を追及することは自由

例 所属政党・所属団体等が院内活動を理由に議員に一定の制裁を加え,除名を行うことは許される

【52条】常会 毎年一回これを招集する (通例では1月頃)

# 決定権者の明文はない

【53条】臨時会の招集の決定 内閣

いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求 内閣は招集を決定しなければならない

【54条】1項 衆議院が解散されたとき

解散の日から40日以内に衆議院議員の総選挙を行う

選挙の日から30日以内に国会を召集

# 任期満了の場合 規定はないが,選挙後臨時会を召集すべきとされる

2項 衆議院が解散 参議院も同時に閉会になる

・例外 内閣が緊急集会を求めることができる

# 任期満了の場合は緊急集会を求めることはできない

3項 緊急集会において採られた措置 国会開会の後10日以内に衆議院の同意が必要

# 同意がない行為は将来に向かって効力を失う

## P250 一 会期

- 1 会期制度(1)意義...議会が一定の限られた期間だけ活動能力をもつという制度
- (2)憲法上の根拠 明文はない
  - ・常会の他に臨時会・特別会の規定を置かれている
  - ・50条の不逮捕特権でも「会期」の後を用いている 会期制度あり
- (3)会期不継続の原則
  - ・国会は会期ごとに活動能力を有する
  - 会期中議決に至らなかった案件は後会に継続しないとする原則
  - ・憲法はこのような制度は要請していない
  - ・常設委員会などに付託された案件 会期不継続の原則の例外
- (4)一事不再議...ひとたび議院が議決した案件については同一会期中にはこれを審議しない
  - ・憲法に明文の根拠なし ただし、会期制から当然に妥当するとされている
  - 会議の効率的運営を図るため必要

## P252 3 国会の開閉

- (3)閉会 会期の終了,衆議院の解散,議員の任期が満限に達した時
- 二 参議院の緊急集会 参議院の緊急集会のまとめ
  - ・緊急集会を求めることができるのは内閣のみ,参議院議員に権限はない
- # 内閣が決定した上,召集するのは参議院議長
- ・事項 すべてを審議し,議決することができる 集会は国会の権能を代行するもの
- 例外 憲法改正の発議・新たな内閣総理大臣の指名は議決事項に含まれない
- 緊急の必要性を欠く

P253 【55条】議院に資格争訟裁判権がある,議席喪失には出席議員の3分の2以上の多数の議決が必要 # それ以外の議決は過半数でたりる

### 一 議院の「資格」 議院としての地位を保持しうる要件

- ・被選挙権があること,兼職が禁じられた公職についていないこと
- # 議院資格を取得した後の事由(院内の秩序を乱すなど) 本条の対象とならない

### 二 議員の議席を失わせるための要件

- ・資格争訟裁判 各議院における裁判が終審となる
- 議院の議決により資格を有しないとされた議員がさらに裁判所に救済を求めることはできない

P254 【56条】定足数 3分の1,議事は出席議員の過半数で決する。議長決裁権の定め

### 一 2 「総議員」の意味

#### 法定議員説

数が常時変動することは性質から望ましくない,もともと低い数をゆるめるべきでない

#### 現在議員説

議員として現に活動できない者を「総議員」に算入するのは妥当でない

## P255

## 二 多数決原則のまとめ

\* 議会制の本質的原理として多数決が成り立つ条件

- ・複数の意見のうちでどれが正しいかを客観的・具体的に知る基準が存しないこと
- ・複数の意見がそれぞれ平等な価値があるとされること
- ・決すべき具体的争点について複数の答えが存在すること
- ・複数の意見の対立が、互いの歩み寄りを不可能であるものではないこと

P256 「出席議員」の意味 議決において白票を算入するか

白票算入説

出席して議事に参加しているものを欠席者と同様に扱うことになり、不合理

棄権・白票投票者は現状変更に積極的でない意思を表示するものである

白票非算入説

白票の者を反対者と同様に扱うことになる

## 三 委員会制度

・問題への十分な調査と専門的知識をもった対応を可能にする制度

・参議院には調査会の設定が認められている

【57条】1項 会議の公開,秘密会の要件 出席議員の3分の2

2項 会議の記録の保存(これに例外はない),公表・頒布の例外 秘密会の記録のうち特に秘密を要するもの(秘密会の記録すべてではない)

3項 出席議員の5分の1以上の要求 各議院の表決は会議録に記載しなければならない

P257 【58条】

1項 両議院の議長・役員選任権(役員 副議長,事務総長など)

# 議院規則は公布されない

2項 規則制定権,懲罰権。除名には出席議員の特別多数による議決が必要

P259

三 議員懲罰権 「院内」...議事堂という建物ではなく人的組織体

・懲罰 戒告,陳謝,党员停止,除名

例 内閣総理大臣が参議院議員の場合 参議院が総理大臣を除名することは可能

結果,総理大臣は失職する

P260 【59条】法律案の議決,衆議院の優越

1項 憲法の特別の定めがある場合以外 両議院で可決したときに法律が成立

2項 衆議院で可決し,参議院でこれと異なった議決をした法律案

衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したとき法律になる

# 修正可決した場合 同じ修正を加えたものが両議院で可決されなければならない

3項 両院協議会は任意的



4項 参議院が議決しない時 衆議院は法律案を否決したものとみなすことができる

#### 一 法律の成立

・発案権 各議院の議員,ただし衆議院においては議員 20 人以上・参議院においては議員 10 人以上の賛成,予算を伴う場合は衆議院 50 人・参議院 20 人が要件

#### P261 二 両院協議会

1 両院協議会 両院の妥協を図るために設けられる協議機関

2(1) 法律案の議決 任意的両院協議会

予算,条約,内閣総理大臣の指名 必要的両院協議会

#まとまらない場合は衆議院の議決が国会の議決とされる

(2)両院協議会は秘密会 傍聴は許されない

cf .委員会も非公開

・成案は両院において審議され,可決。審議において修正することは許されない

#### P262 【60 条】

1項 予算先議権

2項

・異なった議決をした場合 両院協議会を必ず開く,それでも意見が一致しない場合

・参議院が 30 日以内に議決しない時

衆議院の議決が国会の議決となる

#### P263 《その他》

・予算 緊急集会において成立させることができる

#### P264 【62 条】両議院の国政調査権 証人の出頭,証言,記録の提出の要求が可能

2 要求に応じない者に対し法的な制裁措置を加えられる

ただし,間接強制の限度,搜索,押収,逮捕などは許容していない

#### P265

国政調査権の性質

\* 浦和事件 判決の量刑の当否の調査,参議院法務委員会は独立権能説を主張

最高裁判所が補助的権能説による

#### P267 (3)人権との関係

国政調査権 思想・良心の自由,信仰の自由,学問の自由,プライバシー権の侵害の危険

・適法な調査に付随して個人の犯罪が明るみに出た場合

直ちに当該調査が国政調査権の範囲を逸脱したことになる

《その他》

・国政調査と訴追委員会(裁判官を弾劾裁判所に訴追するか否かを決定する)の調査は性質が

異なる

P268

【63条】大臣の議院出席権

・出席義務 = 答弁・説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない

【64条】1項 弾劾裁判所 設置権のみ国会にある

# 裁判の対象 すべての裁判官

2項 弾劾裁判所に関する事項 = 法律でこれを定める(裁判官弾劾法)

P269

2 弾劾裁判所 国会の機関ではなく、独立した常設機関、国会閉会中も活動できる

・弾劾裁判所のした裁判 両議院の議決で変更できる旨の法律の制定は違憲

二 弾劾裁判の手続

・訴追委員会の訴追 弾劾裁判所による裁判

1 罷免の事由

職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき

裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき

2 訴追委員会は両議院の議員各10人で構成

(両議院の議員から構成されることは憲法上の要請ではない)

P270 cf . 通常裁判所に弾劾裁判の取消の訴えを提起することはできない

\* 議院の決議 意思の表明、法規定立の意味はない

両院一致の決議であっても、国政に関する単なる意見表明に止まる

P271 第5章 内閣

《概説》- 1 明治憲法における内閣制度

(1) 統治権は天皇が総攬 行政権は天皇が直接行使する建前

・国務大臣は内閣という合議体を形成するものとはされない

・各国务大臣の輔弼(助言)は予定されるに過ぎない

(2) 内閣は憲法上の制度でも法律上の機関でもない

内閣総理大臣には首班としての地位 「同輩中の主席」に過ぎない

2 日本国憲法 内閣が行政権の主体、総理大臣は「首長」

P272 大統領制

・首長 国民の直接選挙

・議会との関係 議会による不信任制度はない、大臣は議会での出席発言権がない

# 地方議会と首長 不信任制度がある、地方自治では完全な大統領制は採られていない

大臣は議員を兼ねることができない

・権力分立 厳格な分離

P273

【65条】行政権は内閣に属する

- ・属する」 内閣は行政全体を統括する地位にあることを意味する
- ・行政権は行政各部の機関が行使する

P275

福井地判 人事院は合憲

- ・65条の趣旨は内閣以外の国家機関に行政権の一部を行わせることを禁ずるものではない
- ・国家公務員法 公務員を全体の奉仕者たらしめるため特別の国家機関を設けてこれに行政を行わしめることとしたもの

【66条】1項 内閣 内閣総理大臣と国务大臣で組織する,法律に従う(内閣法)

- \* 内閣法 国务大臣の数は原則として14人以内,無任所の大臣をおいても構わない
- 2項 すべての大臣 文民である必要
- 3項 内閣 国会に連帯責任を負う

P276

二 文民規定 軍隊を文民統制のもとにおくことにある

2 「文民」の意味

- ・戦争の放棄により,「文民」= 職業軍人としての経歴がないものを指すとされた
- 自衛隊の創設により文民でない者が存在するに至り,解釈に新しい要素が加わる
- 学説が分かれることとなった

\* 軍国主義思想に深く染まっている者を意味するとの学説 19条に反する

P277

(2)閣議 内閣構成員が会合し,議論を経て議決をすること

- 閣議に関する手続的原則 法律はなく,慣例にしたがって運用されている
- 例 閣議決定 全員一致で行う,議事は秘密,持ち回り閣議も認められる

2 連帯責任

- (1)国会に対する責任は政治的責任 質疑・質問・決議,国政調査,議案の否決による
- # 不信任決議には総辞職か解散かという効果 法的責任と見うる
- (4)「連帯して」 内閣の一体性の現れ
- cf .個別に責任を負うことは否定されない
- cf .明治憲法においては各国务大臣の単独責任を建前としていた

P278 【67条】

1項 内閣総理大臣 国会議員の中から国会の議決で指名,他の案件に先立って行う

2項 予算と議決と同様のルール, 30日 10日となるのみ

一(2)国会議員であること 総理大臣の在職要件でもある

# 解散により議員の地位を失っても大臣の地位は国会の召集のときまで失わない(70条参照)

P279 【68条】1項 内閣総理大臣が国務大臣を任命する, 過半数は国会議員の中から選ぶ

2項 総理大臣による国務大臣の任意の罷免権

一(2)過半数が国会議員であることは存続要件であるとするのが通説

存続中に過半数を割った場合, この要件を速やかに回復する措置を講じる義務が発生

# 直ちに内閣が行為能力を失う, 総辞職するわけではない

cf . 議員たる地位を失った総理大臣 地位を失う. よって内閣は直ちに総辞職

P280

2 国務大臣の任命権の一身専属性 代理に親しまない

臨時代理, 副総理も代行できないというのが先例

二 罷免権は明治憲法ではない

【69条】不信任決議 解散されない限り内閣は総辞職する義務

個々の大臣に対する不信任決議

衆議院・参議院とも可能, 辞職を強制する法的効果はない

・参議院が行う内閣不信任決議(問責決議)

責任追及は可能, ただし解散の法的効果はなく, 政治的な意味を持つに止まる

P283

衆参同日選挙事件

衆参同日選挙の問題点 参議院の独自性を希薄化する, 緊急集会の開催を困難にする

\* 判旨 統治行為論により判断しない, 統治行為論排斥の主張も認めなかった

P264

3 解散に対する司法審査

苫米地事件 判旨... 統治行為論を用いて判断を回避した

【70条】内閣が総辞職しなければならない場合

内閣総理大臣が欠けたとき

衆議院議員総選挙の後に国会の召集があった場合(解散・任期満了に伴うものを問わない)

P285 「欠けたとき」 死亡・失踪・亡命した場合, 議員除名・資格喪失の場合も含む

cf . 病気・生死不明の場合 「事故のあるとき」として臨時代理がおかれるのみ

(2)内閣総理大臣が辞職したとき 「欠けたとき」に含むとするのが一般

P286 【71条】内閣が総辞職する場合 次の内閣総理大臣が任命されるまで引き続き職務を行う

政治的空白を避けるため

二 政治的に重要な意味を持つ決定を行うべきではない

引き続き職務を行うのは日常的な行政事務を継続するために過ぎない

【72条】内閣総理大臣の職務

・内閣を代表

議案の提出，一般国務・外交関係についての国会への報告，行政各部の指揮・監督

P287 内閣による憲法改正案提出権の有無

・法案提出権を否定 憲法改正案提出権も否定するのが一般

・法案提出権を肯定する説

憲法改正案の重要性を理由に，改正案の提出権は否定する説もある

三 1 指揮監督権の性質

・指揮監督は本来内閣の権限，総理大臣は内閣を代表してそれを行うもの

\* 明示の意思に反しない限り，指導・助言ができるとの判例がある

P288 【73条】内閣の職務

・国務の総理，条約の締結（国会の承認が必要），官吏に関する事務の掌理（法律に従う），予算案作成，政令の制定 etc ... 例示列挙である点に注意

一 1 法律の誠実執行義務 違憲と判断した法律の執行はどうか

・独自に判断しただけの場合は拒否できない 国会で合憲と考えた以上，これに拘束される

# 法律案の廃止を議案として国会に提出することは可能

cf .裁判所が違憲だと判断した場合 法律の誠実執行義務は解除される

P289

2 「総理」の意味 行政事務を統括し，行政各部を指揮監督すること

三 1 条約の締結 明治憲法では天皇の大権に属する 権能は政府にも議会にもない

2 条約の意義 国家間の文書による約束，協定・協約など名称にはとられない

cf .内容が既存の条約の執行のためのもの，委任による取り決めは本条の条約にあたらぬ

7条，73条の条約は同義，98条2項の条約の方が広義（すべての合意を含む）

3 条約締結の手續

・条約には天皇の公布が必要，批准にも天皇の認証を必要とする

P291 四 2 官吏に関する事務を掌理する基準となる法律 国家公務員法

P292

官吏に国会職員・裁判所職員を含むのか？

・「掌理」を指揮監督・任免権とした場合 含まない

・「掌理」は円滑な事務処理を配慮するという意味に過ぎないと解した場合 含む  
# 説明の仕方の違いに過ぎず, 結論に影響はない

#### 六 憲法・法律を実施するための政令

内閣に与えられた権限の中でも, 解散権など内閣が直接実施するもの  
行使に法律の制定は不要, 政令の制定も不要

【74条】法律・政令 主任の国务大臣と内閣総理大臣とで連署  
趣旨 執行責任を明確にする

P293

三 署名・連署の効力 形式上のものであり, 拒否できない。欠缺も法律の効力に影響しない

【75条】国务大臣の訴追 内閣総理大臣の同意が必要

・訴追の権利は害されない 内閣総理大臣の同意が得られない時点で公訴時効の進行が停止  
cf .大臣を辞任すれば訴追可能

一 「訴追」 公訴提起のみならず, 逮捕・勾留も含むとする見解が一般

本条の趣旨は 内閣の職務遂行の確保, 趣旨実現のため

二 「国务大臣」に総理大臣を含むか (総理大臣を訴追するのに総理大臣の同意が必要か)

・必要説

・不要説 そもそも内閣総理大臣は在職中に逮捕できないとする説

# 同意なく訴追できるという説ではない 必要説なら同意あれば逮捕できる可能性が生まれる